

JOINの設立経緯・制度の概要について

JOINの設立経緯

(株)海外交通・都市開発事業支援機構(JOIN)(平成26年10月20日設立)

(Japan Overseas Infrastructure Investment Corporation for Transport & Urban Development: 略称JOIN)

《設立の背景》

- 各国において、民間の資金とノウハウを期待する民間活用型のインフラ事業が増加。
- 交通や都市開発のプロジェクトは、大きな初期投資、長期にわたる整備、運営段階の需要リスクという特性があるため、民間だけでは参入が困難。

《JOINの機能(主な業務)》

- 交通事業・都市開発事業の海外市場への我が国事業者の参入促進を図るため、国として以下の支援を一体的に行う仕組みを創設したもの
 - ① 我が国の知識・技術・経験を活用するプロジェクトに対し、資金供給を行う(出資等)
 - ② 長期間にわたる事業を的確に運営するため、事業参画を行う(役員・技術者の人材派遣、相手国との交渉等)

《支援の効果》

- 海外市場への参入の促進により世界の成長を取り込む
 - 事業運営への参画により関連産業の受注機会を拡大する
 - インフラ整備により日本企業の海外事業環境を改善する
- ⇒ 我が国経済の持続的な成長に寄与
- インフラシステム輸出戦略等の政府の方針に掲げられた目標の達成に貢献。

【参考: JOINの役割が位置付けられた政府方針】

- ・インフラシステム海外展開戦略2025 追補
(令和5年6月1日 経協インフラ戦略会議決定)
- ・国土交通省インフラシステム海外展開行動計画(令和5年度版)
(令和5年6月8日 国際政策推進本部決定)

《支援実績》※令和6年3月末時点	
● 累積支援決定件数	: 44件
● 累積支援決定額	: 約2,956億円

株式会社海外交通・都市開発事業支援機構法（平成26年法律第24号）

○株式会社海外交通・都市開発事業支援機構の設立

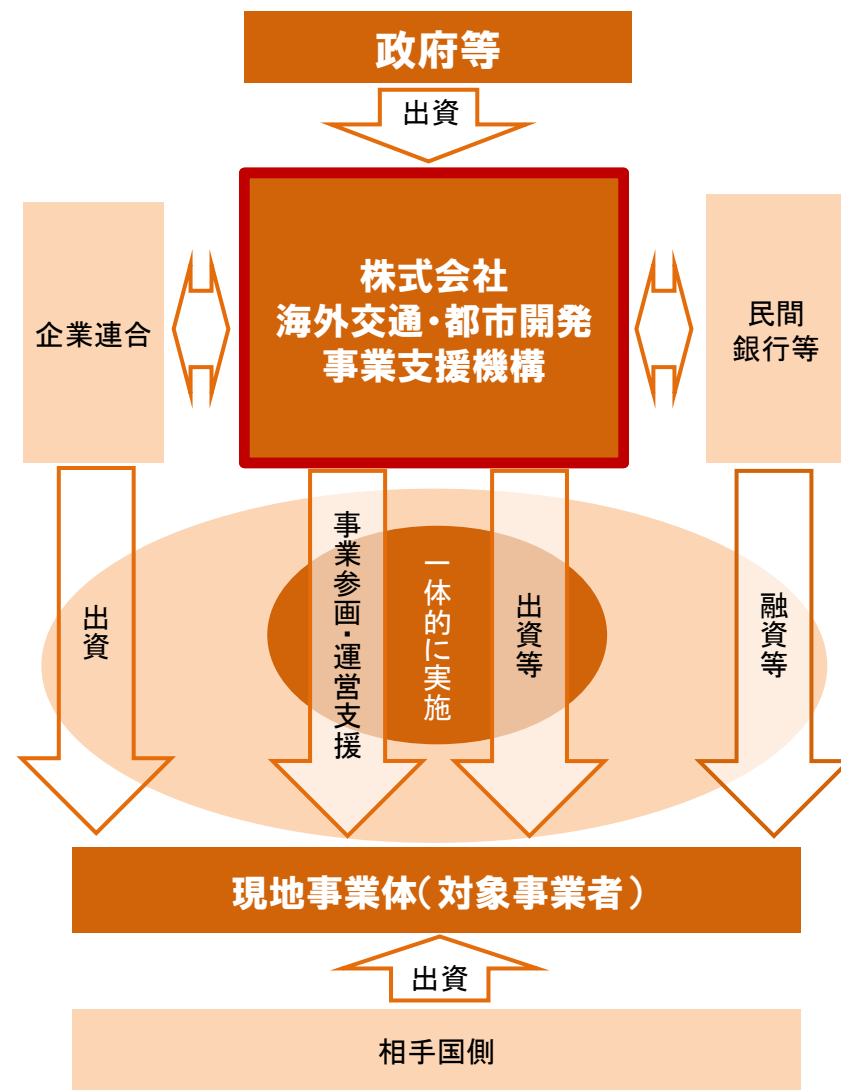
- ・機構は、国土交通大臣の認可により設立。
- ・政府は、常時、機構の株式総数の1/2以上を保有。

○機構の主な業務

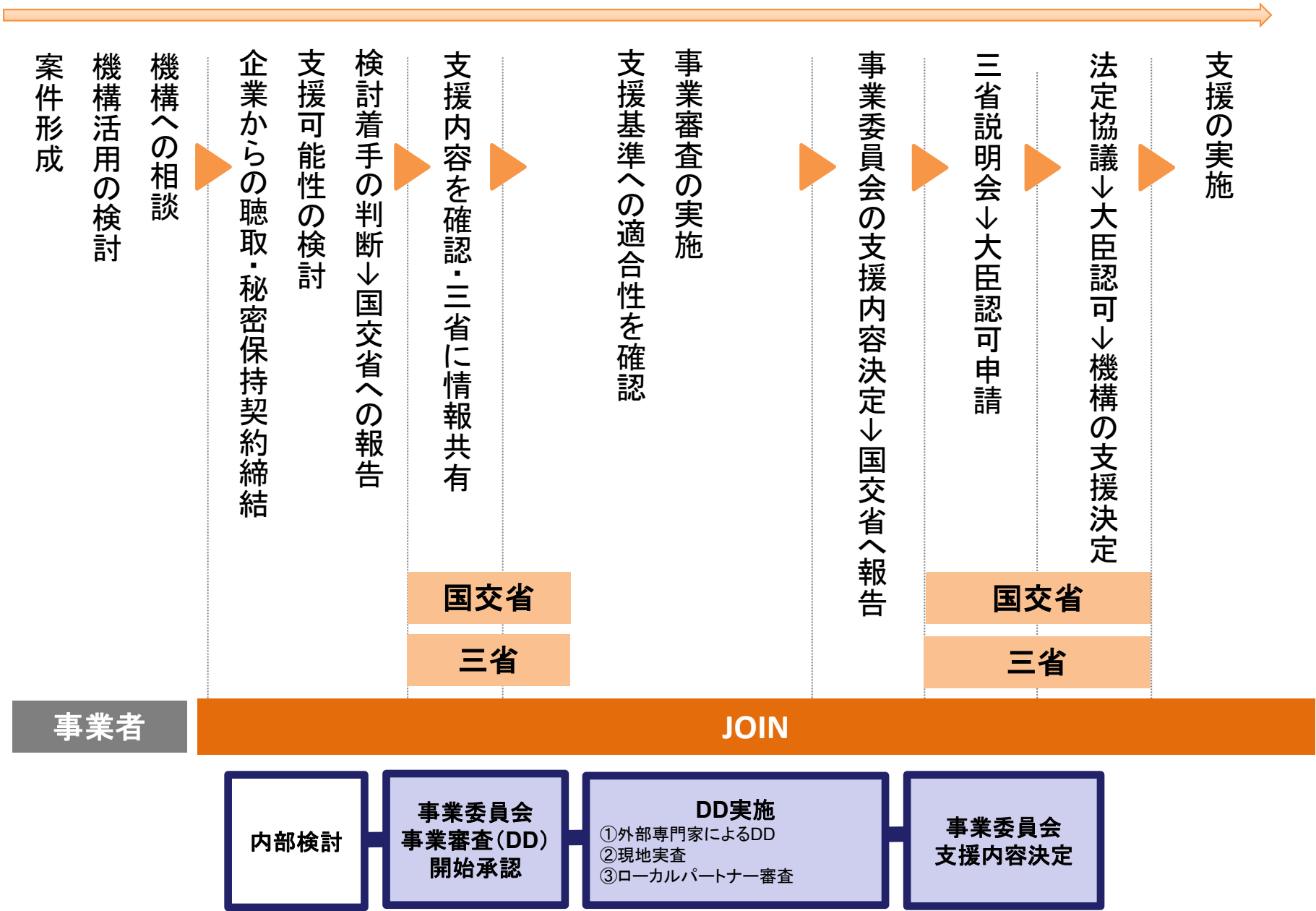
- ・海外において交通事業又は都市開発事業を行う者等（以下「対象事業者」という。）に対して、以下の支援を行う。
 - －対象事業者への出資（民間との共同出資）
 - －対象事業者等への役員・技術者等の人材派遣
 - －対象事業者等の事業に関する相手国側との交渉 等

○機構の管理

- ・株式会社として、会社法の定める企業統治制度を適用。
- ・加えて、国土交通大臣による以下の監督を実施。
 - －支援基準の策定
 - －支援決定の認可
 - －監督命令 等
- ・さらに、支援決定の認可等に際し関係大臣に協議。



支援の申込みから支援の実施までの流れ



JOINは、「支援基準」（平成26年国土交通省告示第981号）に基づき支援の判断を行う。

政策的意義

- 我が国の知識・技術・経験の活用、海外市場への事業者の参入が促進されること
- 事業の受注又は円滑な運営のために、機構による支援が有効であると見込まれること
- 我が国の外交政策・対外政策との調和がとれていること
- 環境社会配慮が行われること

民間事業者のイニシアチブ

- 海外展開に意欲のある事業者への後押しとなること
- 民間事業者からの出資等の資金提供が行われると見込まれること
- 民間事業者と連携の上、機構が事業参画を実施し、必要に応じて役員・技術者を派遣すること
- 民業補完性に配慮し、機構が我が国事業者との間で最大出資者とならないこと。ただし、機構が我が国事業者との間で最大出資者となることが一時的であると認められる場合は、この限りでない

長期における収益性の確保

- 対象事業を効率的・効果的かつ確実に実施する経営体制を確保する等、適切な経営責任を果たすことが見込まれること
- 客観的な需要予測を含むデューデリジエンス、適切な支援等により、長期的な収益が見込まれること
- 事業終了時における資金回収が可能となる蓋然性が高いこと
- あらかじめ撤退に関する関係者間での取り決めを行っていること

他の公的機関との関係

- 他の公的機関(JBIC, JICA, NEXI 等)との間で十分な連携の下に適切な役割分担が行われていること

- 官民ファンドが民間資金の呼び水として効果的に活用されるためには、官民ファンドを設立して終わりにするのではなく、政策目的に沿って運営されているかを評価・検証し、所要の措置を講じていく必要がある。
- このような観点から、平成25年に、「官民ファンドの活用推進に関する関係閣僚会議」において、官民ファンドの運営上の課題をまとめた「官民ファンドの運営に係るガイドライン」を決定し、閣僚会議の下に設置する幹事会において、同ガイドラインに基づき官民ファンドの運営状況等を定期的に検証することとした。

官民ファンドの運営上の課題

1. **運営全般(政策目的、民業補完等)** 各ファンドの政策目的・対象運用先の差異の把握や中長期的視点による業績評価の実施がなされているか等
2. **投資の態勢及び決定過程** 投資決定を行う組織が適切に機能しているか、投資方針(業種、事業ステージ等)は適切か、ハンズオン支援は適切に行われているか等
3. **ポートフォリオマネジメント** 個別案件でのリスクテイクとファンド全体での元本確保のバランスは取れているか、必要に応じ運用方針の変更を行える態勢が整備されているか等
4. **民間出資者の役割** 民間出資者に求める役割が明確化されているか、投資実績や投資実行後の見通しについて適切に報告しているか等
5. **監督官庁及び出資者たる国とファンドとの関係** 国からの役職員の出向を可能とするなど、密接に意見交換を行うための態勢を構築しているか、経営状況に関する情報を定期的に開示するなど、国民に対しての説明責任を果たしているか等

(以下、参考資料)

- (株)海外交通・都市開発事業支援機構(JOIN)の予算
- 海外における類似機関
- 「インフラシステム海外展開戦略2025」追補(令和5年6月1日経協インフラ戦略会議決定)の概要
- 国土交通省インフラシステム海外展開行動計画(令和5年版)のポイント

【別冊配布】

- 株式会社海外交通・都市開発事業支援機構法(平成26年法律第24号)
- 株式会社海外交通・都市開発事業支援機構法施行規則(平成26年国土交通省令第64号)
- 株式会社海外交通・都市開発事業支援機構支援基準(平成26年10月14日国土交通省告示第981号)
- 「官民ファンドの運営に係るガイドライン」(平成25年「官民ファンドの活用推進に関する関係閣僚会議」決定)

(株) 海外交通・都市開発事業支援機構 (JOIN) の予算

○ JOIN設立以降の財政投融资の要求額、計画額及び実績額の状況は以下のとおり。






(億円)

年度	要求額			計画額			実績額		
	産業投資	政府保証	計	産業投資	政府保証	計	産業投資	政府保証	計
平成26年度	844	2300	3144	585	510	1095	54	0	54
平成27年度	870	1000	1870	372	340	712	96	0	96
平成28年度	408	492	900	380	520	900	40	0	40
平成28年度(補正)	280	252	532	52	93	145			
平成29年度	891	951	1842	649	488	1137	215	0	215
平成30年度	639	629	1268	639	629	1268	156	0	156
平成31年度	770	632	1402	606	625	1231	374	0	374
令和2年度	732	634	1366	604	606	1210	604	0	604
令和3年度	757	831	1588	531	547	1078	69	0	69
令和4年度	711	610	1321	580	589	1169	580	50	630
令和5年度	751	645	1396	512	575	1087	512	0	512
令和6年度	813	702	1515	299	626	925	—	—	—
合計	8466	9678	18144	5809	6148	11957	2700	50	2750

海外における類似機関

JOINと類似する機能を有した機関としては、以下が挙げられる。

- **KIND(韓)** …韓国企業のインフラ・都市開発分野における海外投資促進を目的として設立された政府系機関。
- **Temasek(星)** …シンガポールの政府系ファンド(株式は全て星財務省保有)。投資対象事業は港湾、公共交通、電力、航空、不動産、金融、通信等多岐にわたる。第三国への進出に積極的。
- **OIDC(台湾)** …海外インフラ・プロジェクトの建設受注や投資を行っている海外投資開発公社。

機関					
設立	2018年	1974年	1997年	1987年	1995年
総資産	4.2億ドル	4,463億ドル	208億ドル	27億ドル	N.A.
出資比率	過半を政府が保有	100%政府出資	100% Temasek	100% Temasek	過半を公的機関が保有
従業員数	68名	817名	N/A	1,200名	4,000名(推定)
特徴	<ul style="list-style-type: none"> ■ 海外建設促進法に基づき、幅広い韓国企業のインフラ進出をequity面で支援 ■ スマートシティに注力 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 政府の事業を引き継ぎ成立 ■ 政府系ファンドとして、インフラをはじめ通信や金融にも投資 (出資事業会社例) PSA International (港湾) Smrt Corporation (公共交通) 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 45カ国170箇所の港湾ターミナル等に出資・参画 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 12カ国の地下鉄・タクシー事業に出資・参画 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 半官半民、海外向けインフラビジネス(出資含む)展開

「インフラシステム海外展開戦略2025」追補（令和5年6月1日経協インフラ戦略会議決定）の概要

- ◆ インフラ海外展開を取り巻く環境変化に対応するため、デジタル技術の活用等や、現地パートナーやスタートアップとの連携、相手国ニーズに応じた提案型アプローチが求められている。こうした取組や、国内外での人への投資を進め、バリューチェーンを俯瞰した総合的な提案につながる施策を実施していく。

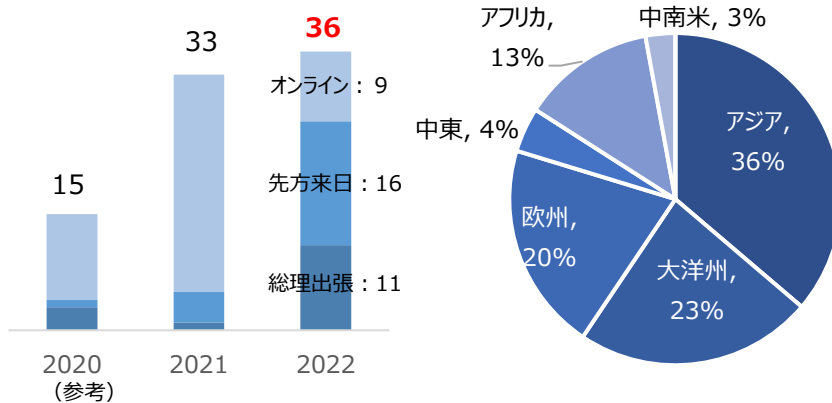
目的

1. カーボンニュートラル、デジタル変革への対応を通じた**経済成長**の実現
2. 展開国の社会課題解決・SDGs達成への貢献
3. 「自由で開かれたインド太平洋」(FOIP)の実現

行動KPI

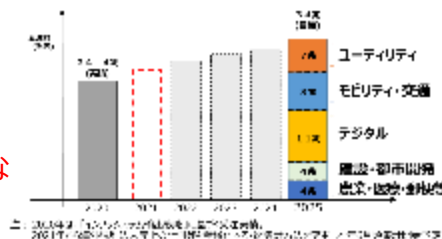
総理によるトップセールスの実績：

アジア・大洋州を中心に**69件**（2021年～2022年）



効果KPI

- 2025年の「受注額34兆円」の達成に向け、2020年は24.4兆円を達成
- 2021年の計数は本戦略の下、公的統計の個別分析が可能となる6月以降集計予定



追補のポイント

重点戦略①：DX等新たな時代の変革への対応の強化

- 海外におけるサプライチェーン等のリスクへの対応力強化：
 - JBIC法改正やデジタル技術の活用等による**サプライチェーン強靱化**
- デジタル変革による価値創造と中堅・中小、スタートアップ支援：
 - アジアDXやJ-Bridge等による新事業創出、オープンイノベーションの推進
 - スマート農業技術やスマートシティの海外展開

重点戦略②：脱炭素社会に向けたトランジションの加速

- 脱炭素社会の実現に向けた国際連携の枠組み：
 - アジア・ゼロエミッション共同体構想の実現、JCMプロジェクトの大規模化、「パリ協定6条実施パートナーシップセンター」の活用を通じた「質の高い炭素市場の推進」
- 我が国の脱炭素技術等の海外展開支援：
 - 脱炭素戦略・制度の整備や人材育成等への協力・**適応策と緩和策を両立させる技術の展開**

重点戦略③：「自由で開かれたインド太平洋(FOIP)」を踏まえたパートナーシップの促進

- グローバル・サウスにおける重点地域への取組／国際環境への迅速・柔軟な対応：
 - 友好協力50周年を迎えるASEANに加えて太平洋島嶼国や南アジアとの協力強化
 - 地政学リスク等を踏まえた**相談体制の強化**、貿易保険や出融資による支援の強化
- ハード・ソフト両面による質の高い協力／パートナー等との共創による多層的な連結性の強化：
 - 「**オファー型協力**」を通じた戦略性強化、民間資金動員型**無償資金協力**の創設
- 同志国との連携強化：
 - 5G (Open RAN) や**海底ケーブル**に関する協力の推進

展開手法の多様化（④コア技術確保、⑤継続的関与、⑥官民連携推進）

- 技術展開の推進／本邦・現地人材の育成・交流：
 - **交通ソフトインフラ海外展開支援協議会 (JAST)** の活用を通じた実証・調査・展開支援
 - **日ASEAN若手起業家100人ネットワーク**等を通じた人材の交流や育成
- PPP事業への積極的な参画・きめ細やかな支援／現地社会課題解決型の支援：
 - **トランズアクション・アドバイザー**等を通じた伴走支援、**老朽化インフラの補修・O&Mへの支援**
- **官民一体となったプラットフォーム**や**政府系機関の活用促進**：
 - 各種プラットフォームや政府系機関を通じた企業への情報提供・マッチング機会の提供・支援

- 政府全体の戦略である「インフラシステム海外展開戦略2025」追補（令和5年6月決定）や当省で実施した企業へのヒアリング結果を踏まえ、引き続き4つの重点分野に関する取組を深化させるとともに、オファー型協力を資する支援スキームの有機的な連携や、我が国企業による継続的な海外事業参入に向けた支援を強化する。

重点分野

①O&Mの参画推進による継続的関与の強化

- 我が国が強みを有するインフラ施設の運営・維持管理（O&M）に関する技術・ノウハウを活用した案件形成や事業参画を支援

取組例

- インフラ整備とO&Mのパッケージ型の案件形成
- PPPプラットフォーム等の政府間枠組みの活用

②「技術と意欲のある企業」の案件形成・支援

- 技術と意欲のあるスタートアップ、地方・中小企業に対し、海外展開のノウハウの提供や現地パートナーとのマッチング、脆弱な財務基盤の補完等伴走型支援を実施

取組例

- JOINによる地方説明会の開催や中小等向け窓口の設置
- 協議会を活用した現地でのプロモーションやマッチングの実施

③国際標準化の推進と戦略的活用

- 各分野の実情を踏まえ、国際標準化機関における国際標準の獲得、相手国での標準採用の働きかけ、日本規格のデファクトスタンダード化を戦略的に実施

取組例

- 日本式のコールドチェーン物流サービス規格の展開
- 海外向け車両の標準仕様（STRASYA改訂版）の展開

④デジタル・脱炭素技術の活用

- スマートシティ・交通ソフトインフラ等デジタル技術を活用したインフラシステムや、ダム再生等の気候変動適応・緩和に貢献するインフラシステムの展開を支援

取組例

- スマートシティ・交通ソフトインフラの海外展開
- 熊本水イニシアティブを踏まえた既存ダムの有効活用



オファー型協力を資する支援スキームの有機的な連携

- オファー型協力の実現に向けて、インフラに関する固有の技術・ノウハウを有する独立行政法人等（JRTT、UR、NAA等）の積極的な活用や、JOIN、JICA、JBIC、NEXI等の関係機関との連携を推進

我が国企業による継続的な海外事業参入に向けた支援

- 国際情勢や国内の経済社会構造が変動する中でも、我が国企業が継続的に海外インフラ事業に参入できるよう、海外展開に係る人材の育成・採用や、案件受注後に発生する課題解決を支援

重視すべき
アプローチ

平成二十六年法律第二十四号

株式会社海外交通・都市開発事業支援機構法

目次

第一章 総則（第一条―第七条）

第二章 設立（第八条―第十三条）

第三章 管理

第一節 取締役等（第十四条・第十五条）

第二節 海外交通・都市開発事業委員会（第十六条―第二十一条）

第三節 定款の変更（第二十二条）

第四章 業務

第一節 業務の範囲（第二十三条）

第二節 支援基準（第二十四条）

第三節 業務の実施（第二十五条―第二十七条）

第五章 国の援助等（第二十八条・第二十九条）

第六章 財務及び会計（第三十条―第三十三条）

第七章 監督（第三十四条―第三十六条）

第八章 解散等（第三十七条・第三十八条）

第九章 雑則（第三十九条）

第十章 罰則（第四十条―第四十六条）

附則

第一章 総則

（機構の目的）

第一条 株式会社海外交通・都市開発事業支援機構は、海外における交通事業及び都市開発事業について、当該市場の継続的な成長発展が見込まれる一方で、これらの事業が投資の回収に相当期間を要するとともに事業環境の変化により収益の発生に不確実な要素を有していることを踏まえつつ、我が国に蓄積された知識、技術及び経験を活用して海外においてこれらの事業を行う者等に対し資金の供給、専門家の派遣その他の支援を行うことにより、我が国事業者の当該市場への参入の促進を図り、もって我が国経済の持続的な成長に寄与することを目的とする株式会社とする。

（定義）

第二条 この法律において「交通事業」とは、次に掲げる事業をいう。

- 一 鉄道車両、自動車、船舶又は航空機を使用して旅客又は貨物を運送する事業及び当該事業を利用して貨物の運送を行う事業
- 二 鉄道施設、道路、港湾、空港その他の国土交通省令で定める交通に関する施設の運営又は維持管理を行う事業（前号に掲げるものを除く。）

2 この法律において「都市開発事業」とは、次に掲げる事業をいう。

- 一 都市における土地の合理的かつ健全な利用及び都市機能の増進に寄与する建築物及びその敷地の整備又は維持管理を行う事業であって、次に掲げる要件に該当するもの
 - イ 道路、公園、下水道その他の国土交通省令で定める公共の用に供する施設の整備を伴うものであること。
 - ロ 当該事業が行われる区域の面積が国土交通省令で定める規模以上であること。
- 二 公園、下水道その他の都市機能の増進に資するものとして国土交通省令で定める施設の運営又は維持管理を行う事業

3 この法律において「対象事業」とは、海外において行われる交通事業若しくは都市開発事業又はこれらの事業を支援する事業をいう。

（数）

第三条 株式会社海外交通・都市開発事業支援機構（以下「機構」という。）は、一を限り、設立されるものとする。

（株式の政府保有）

第四条 政府は、常時、機構が発行している株式（株主総会において決議することができる事項の全部について議決権を行使することができないものと定められた種類の株式を除く。以下この条において同じ。）の総数の二分の一以上に当たる数の株式を保有していなければならない。

（株式、社債及び借入金の認可等）

第五条 機構は、会社法（平成十七年法律第八十六号）第百九十九条第一項に規定する募集株式（第四十五条第一号において「募集株式」という。）、同法第二百三十八条第一項に規定する募集新株予約権（同号において「募集新株予約権」という。）若しくは同法第六百七十六条に規定する募集社債（第三十五条及び同号において「募集社債」という。）を引き受ける者の募集をし、株式交換若しくは株式交付に際して株式、社債若しくは新株予約権を発行し、又は資金を借り入れようとするときは、国土交通大臣の認可を受けなければならない。

2 機構は、新株予約権の行使により株式を発行したときは、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

3 機構の借入金の現在額及び社債の元本に係る債務の現在額の合計額は、機構の資本金及び準備金の額の合計額に政令で定める倍数を乗じて得た額を超えることとなってはならない。

（政府の出資）

第六条 政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、機構に出資することができる。

（商号）

第七条 機構は、その商号中に株式会社海外交通・都市開発事業支援機構という文字を用いなければならない。

2 機構でない者は、その名称中に海外交通・都市開発事業支援機構という文字を用いてはならない。

第二章 設立

（定款の記載又は記録事項）

第八条 機構の定款には、会社法第二十七条各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。

一 機構の設立に際して発行する株式（以下「設立時発行株式」という。）の数（機構を種類株式発行会社として設立しようとする場合にあっては、その種類及び種類ごとの数）

二 設立時発行株式の払込金額（設立時発行株式一株と引換えに払い込む金銭又は給付する金銭以外の財産の額をいう。）

三 政府が割当てを受ける設立時発行株式の数（機構を種類株式発行会社として設立しようとする場合にあっては、その種類及び種類ごとの数）

四 会社法第一百七条第一項第一号に掲げる事項

五 取締役会及び監査役を置く旨

六 第二十三条第一項各号に掲げる業務の完了により解散する旨

2 機構の定款には、次に掲げる事項を記載し、又は記録してはならない。

一 監査等委員会又は会社法第二条第十二号に規定する指名委員会等を置く旨

二 会社法第百三十九条第一項ただし書の別段の定め

（設立の認可等）

第九条 機構の発起人は、定款を作成し、かつ、発起人が割当てを受ける設立時発行株式を引き受けた後、速やかに、定款及び事業計画書を国土交通大臣に提出して、設立の認可を申請しなければならない。

第十条 国土交通大臣は、前条の規定による認可の申請があった場合においては、その申請が次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

- 一 設立の方法及び定款の内容が法令の規定に適合するものであること。
- 二 定款に虚偽の記載若しくは記録又は虚偽の署名若しくは記名押印（会社法第二十六条第二項の規定による署名又は記名押印に代わる措置を含む。）がないこと。
- 三 業務の運営が健全に行われ、対象事業の推進に寄与することが確実であると認められること。

2 国土交通大臣は、前項の規定により審査した結果、その申請が同項各号に掲げる基準に適合していると認めるときは、設立の認可をしなければならない。

（設立時取締役及び設立時監査役の選任及び解任）

第十一条 会社法第三十八条第一項に規定する設立時取締役及び同条第二項第二号に規定する設立時監査役の選任及び解任は、国土交通大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

（会社法の規定の読替え）

第十二条 会社法第三十条第二項、第三十四条第一項、第五十九条第一項第一号及び第九百六十三条第一項の規定の適用については、同法第三十条第二項中「前項の公証人の認証を受けた定款は、株式会社の成立前」とあるのは「株式会社海外交通・都市開発事業支援機構法（平成二十六年法律第二十四号）第十条第二項の認可の後株式会社海外交通・都市開発事業支援機構の成立前は、定款」と、同法第三十四条第一項中「設立時発行株式の引受け」とあるのは「株式会社海外交通・都市開発事業支援機構法第十条第二項の認可の」と、同号中「定款の認証の年月日及びその認証をした公証人の氏名」とあるのは「株式会社海外交通・都市開発事業支援機構法第十条第二項の認可の年月日」と、同法第九百六十三条第一項中「第三十四条第一項」とあるのは「第三十四条第一項（株式会社海外交通・都市開発事業支援機構法第十二条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とする。

（会社法の規定の適用除外）

第十三条 会社法第三十条第一項及び第三十三条の規定は、機構の設立については、適用しない。

第三章 管理

第一節 取締役等

（取締役及び監査役の選任等の決議）

第十四条 機構の取締役及び監査役の選任及び解任の決議は、国土交通大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

（取締役等の秘密保持義務）

第十五条 機構の取締役、会計参与、監査役若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、その職務上知ることができた秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

第二節 海外交通・都市開発事業委員会

（設置）

第十六条 機構に、海外交通・都市開発事業委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（権限）

第十七条 委員会は、次に掲げる決定を行う。

- 一 第二十五条第一項の対象事業支援の対象となる事業者及び当該対象事業支援の内容の決定
- 二 第二十七条の株式等又は債権の譲渡その他の処分決定
- 三 前二号に掲げるもののほか、会社法第三百六十二条第四項第一号及び第二号に掲げる事項のうち取締役会の決議により委任を受けた事項の決定

2 委員会は、前項第一号及び第二号に掲げる決定について、取締役会から委任を受けたものとみなす。

（組織）

第十八条 委員会は、取締役である委員三人以上七人以内で組織する。

- 2 委員の中には、代表取締役及び社外取締役が、それぞれ一人以上含まなければならない。
- 3 委員は、取締役会の決議により定める。
- 4 委員の選定及び解職の決議は、国土交通大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。
- 5 委員は、それぞれ独立してその職務を執行する。
- 6 委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。
- 7 委員長は、委員会の会務を総理する。
- 8 委員会は、あらかじめ、委員のうちから、委員長に事故がある場合に委員長の職務を代理する者を定めておかなければならない。

(運営)

第十九条 委員会は、委員長（委員長に事故があるときは、前条第八項に規定する委員長の職務を代理する者。次項及び第三項において同じ。）が招集する。

- 2 委員会は、委員長が出席し、かつ、現に在任する委員の総数の三分の二以上の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決する。可否同数のときは、委員長が決する。
- 4 前項の規定による決議について特別の利害関係を有する委員は、議決に加わることができない。
- 5 前項の規定により議決に加わることができない委員の数は、第二項に規定する現に在任する委員の数に算入しない。
- 6 監査役は、委員会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。
- 7 委員会の委員であって委員会によって選定された者は、第三項の規定による決議後、遅滞なく、当該決議の内容を取締役に報告しなければならない。
- 8 委員会の議事については、国土交通省令で定めるところにより、議事録を作成し、議事録が書面をもって作成されているときは、出席した委員及び監査役は、これに署名し、又は記名押印しなければならない。
- 9 前項の議事録が電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この項及び次条第二項第二号において同じ。）をもって作成されている場合における当該電磁的記録に記録された事項については、国土交通省令で定める署名又は記名押印に代わる措置をとらなければならない。
- 10 前各項及び次条に定めるもののほか、議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

(議事録)

第二十条 機構は、委員会の日から十年間、前条第八項の議事録をその本店に備え置かなければならない。

- 2 株主は、その権利を行使するため必要があるときは、裁判所の許可を得て、次に掲げる請求をすることができる。
 - 一 前項の議事録が書面をもって作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求
 - 二 前項の議事録が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を国土交通省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求
- 3 債権者は、委員の責任を追及するため必要があるときは、裁判所の許可を得て、第一項の議事録について前項各号に掲げる請求をすることができる。

- 4 裁判所は、第二項各号に掲げる請求又は前項の請求に係る閲覧又は謄写をすることにより、機構に著しい損害を及ぼすおそれがあると認めるときは、第二項又は前項の許可をすることができない。
- 5 会社法第八百六十八条第一項、第八百六十九条、第八百七十条第二項（第一号に係る部分に限る。）、第八百七十条の二、第八百七十一条本文、第八百七十二条（第五号に係る部分に限る。）、第八百七十二条の二、第八百七十三条本文、第八百七十五条及び第八百七十六条の規定は、第二項及び第三項の許可について準用する。
- 6 取締役は、第一項の議事録について第二項各号に掲げる請求をすることができる。
（登記）

第二十一条 機構は、委員を選定したときは、二週間以内に、その本店の所在地において、委員の氏名を登記しなければならない。委員の氏名に変更を生じたときも、同様とする。

- 2 前項の規定による委員の選定の登記の申請書には、委員の選定及びその選定された委員が就任を承諾したことを証する書面を添付しなければならない。
- 3 委員の退任による変更の登記の申請書には、これを証する書面を添付しなければならない。
- 4 機構は、委員に選定された取締役のうち社外取締役であるものについて、社外取締役である旨を登記しなければならない。

第三節 定款の変更

第二十二条 機構の定款の変更の決議は、国土交通大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

第四章 業務

第一節 業務の範囲

第二十三条 機構は、その目的を達成するため、次に掲げる業務を営むものとする。

- 一 対象事業者（第二十五条第一項の規定により支援の対象となった事業者（民法（明治二十九年法律第八十九号）第六百六十七条第一項に規定する組合契約によって成立する組合、商法（明治三十二年法律第四十八号）第五百三十五条に規定する匿名組合契約によって成立する匿名組合、投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成十年法律第九十号）第二条第二項に規定する投資事業有限責任組合若しくは有限責任事業組合契約に関する法律（平成十七年法律第四十号）第二条に規定する有限責任事業組合又は外国の法令に基づいて設立された団体であってこれらの組合に類似するものを含む。以下同じ。）をいう。以下同じ。）に対する出資
- 二 対象事業者に対する基金（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）第百三十一条に規定する基金をいう。）の拠出
- 三 対象事業者に対する資金の貸付け
- 四 対象事業者が発行する有価証券（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第一項各号に掲げる有価証券及び同条第二項の規定により有価証券とみなされる権利をいう。以下この号及び第十号において同じ。）及び対象事業者が保有する有価証券の取得
- 五 対象事業者に対する金銭債権及び対象事業者が保有する金銭債権の取得
- 六 対象事業者の発行する社債及び資金の借入れに係る債務の保証
- 七 対象事業者のためにする有価証券（金融商品取引法第二条第二項の規定により有価証券とみなされる同項第五号又は第六号に掲げる権利に限る。）の募集又は私募
- 八 対象事業を行い、又は行おうとする事業者に対する技術者その他の専門家の派遣
- 九 対象事業を行い、又は行おうとする事業者に対する助言
- 十 保有する株式、新株予約権、持分又は有価証券（第二十七条において「株式等」という。）の譲渡その他の処分
- 十一 債権の管理及び譲渡その他の処分
- 十二 前各号に掲げる業務に関連して必要な交渉及び調査

十三 対象事業を推進するために必要な調査及び情報の提供

十四 前各号に掲げる業務に附帯する業務

十五 前各号に掲げるもののほか、機構の目的を達成するために必要な業務

2 機構は、前項第十五号に掲げる業務を営もうとするときは、あらかじめ、国土交通大臣の認可を受けなければならない。

第二節 支援基準

第二十四条 国土交通大臣は、機構が対象事業の支援（前条第一項第一号から第七号までに掲げる業務によりされるものに限る。以下「対象事業支援」という。）の対象となる事業者及び当該対象事業支援の内容を決定するに当たって従うべき基準（以下この条及び次条第一項において「支援基準」という。）を定めるものとする。

2 国土交通大臣は、前項の規定により支援基準を定めようとするときは、あらかじめ、外務大臣、財務大臣及び経済産業大臣に協議しなければならない。

3 国土交通大臣は、第一項の規定により支援基準を定めたときは、これを公表するものとする。

第三節 業務の実施

（支援決定）

第二十五条 機構は、対象事業支援を行おうとするときは、支援基準に従って、その対象となる事業者及び当該対象事業支援の内容を決定しなければならない。

2 機構は、対象事業支援をするかどうかを決定しようとするときは、あらかじめ、国土交通大臣の認可を受けなければならない。

3 国土交通大臣は、前項の認可をしようとするときは、あらかじめ、外務大臣、財務大臣及び経済産業大臣に協議しなければならない。

（支援決定の撤回）

第二十六条 機構は、次に掲げる場合には、速やかに、前条第一項の規定による決定（次項において「支援決定」という。）を撤回しなければならない。

一 対象事業者が対象事業を行わないとき。

二 対象事業者が破産手続開始の決定、再生手続開始の決定、更生手続開始の決定、特別清算開始の命令又は外国倒産処理手続の承認の決定を受けたとき。

2 機構は、前項の規定により支援決定を撤回したときは、直ちに、対象事業者に対し、その旨を通知しなければならない。

（株式等の譲渡その他の処分）

第二十七条 機構は、その保有する対象事業者に係る株式等又は債権の譲渡その他の処分の決定を行おうとするときは、あらかじめ、国土交通大臣の認可を受けなければならない。

第五章 国の援助等

（国の援助等）

第二十八条 国土交通大臣及び国の行政機関の長は、機構及び対象事業者に対し、これらの者の行う事業の円滑かつ確実な実施に関し必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、国土交通大臣及び国の行政機関の長は、機構及び対象事業者の行う事業の円滑かつ確実な実施が促進されるよう、相互に連携を図りながら協力しなければならない。

（財政上の措置等）

第二十九条 国は、対象事業支援その他の対象事業の円滑かつ確実な実施に寄与する事業を促進するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

第六章 財務及び会計

（予算の認可）

第三十条 機構は、毎事業年度の開始前に、その事業年度の予算を国土交通大臣に提出して、その認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の予算には、その事業年度の事業計画及び資金計画に関する書類を添付しなければならない。

(剰余金の配当等の決議)

第三十一条 機構の剰余金の配当その他の剰余金の処分の決議は、国土交通大臣の認可を受けなければならない、その効力を生じない。

(財務諸表)

第三十二条 機構は、毎事業年度終了後三月以内に、その事業年度の貸借対照表、損益計算書及び事業報告書を国土交通大臣に提出しなければならない。

(政府保証)

第三十三条 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律（昭和二十一年法律第二十四号）第三条の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、機構の第五条第一項の社債又は借入れに係る債務について、保証契約をすることができる。

第七章 監督

(監督)

第三十四条 機構は、国土交通大臣がこの法律の定めるところに従い監督する。

2 国土交通大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、機構に対し、その業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(財務大臣との協議)

第三十五条 国土交通大臣は、第五条第一項（募集社債を引き受ける者の募集をし、株式交換若しくは株式交付に際して社債を発行し、又は資金を借り入れようとするときに限る。）第十条第二項、第二十二條、第二十三條第二項、第三十條第一項、第三十一條又は第三十八條の認可をしようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。

(業務の実績に関する評価)

第三十六条 国土交通大臣は、機構の事業年度ごとの業務の実績について、評価を行わなければならない。

2 国土交通大臣は、前項の評価を行ったときは、遅滞なく、機構に対し、当該評価の結果を通知するとともに、これを公表しなければならない。

第八章 解散等

(機構の解散)

第三十七条 機構は、第二十三條第一項各号に掲げる業務の完了により解散する。

(合併等の決議)

第三十八条 機構の合併、分割、事業の譲渡又は譲受け及び解散の決議は、国土交通大臣の認可を受けなければならない、その効力を生じない。

第九章 雑則

(報告の徴収等)

第三十九条 国土交通大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、機構からその業務に関し報告をさせ、又はその職員に、機構の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第十章 罰則

第四十条 機構の取締役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）、監査役又は職員が、その職務に関して、賄賂を收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、三年以下の懲役に処する。これによって不正の行為をし、又は相当の行為をしなかったときは、五年以下の懲役に処する。

2 前項の場合において、犯人が収受した賄賂は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

第四十一条 前条第一項の賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

2 前項の罪を犯した者が自首したときは、その刑を減輕し、又は免除することができる。

第四十二条 第四十条第一項の罪は、日本国外において同項の罪を犯した者にも適用する。

2 前条第一項の罪は、刑法（明治四十年法律第四十五号）第二条の例に従う。

第四十三条 機構の取締役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）、監査役若しくは職員又はこれらの職にあった者が、第十五条の規定に違反してその職務上知ることのできた秘密を漏らし、又は盗用したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第四十四条 第三十九条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした機構の取締役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）、監査役又は職員は、五十万円以下の罰金に処する。

第四十五条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした機構の取締役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員又は監査役は、百万円以下の過料に処する。

一 第五条第一項の規定に違反して、募集株式、募集新株予約権若しくは募集社債を引き受ける者の募集をし、株式交換若しくは株式交付に際して株式、社債若しくは新株予約権を発行し、又は資金を借り入れたとき。

二 第五条第二項の規定に違反して、株式を発行した旨の届出を行わなかったとき。

三 第二十一条第一項又は第四項の規定に違反して、登記することを怠ったとき。

四 第二十三条第二項の規定に違反して、業務を行ったとき。

五 第二十五条第二項又は第二十七条の規定に違反して、決定を行ったとき。

六 第三十条第一項の規定に違反して、予算の認可を受けなかったとき。

七 第三十二条の規定に違反して、貸借対照表、損益計算書若しくは事業報告書を提出せず、又は虚偽の記載若しくは記録をしたこれらのものを提出したとき。

八 第三十四条第二項の規定による命令に違反したとき。

第四十六条 第七条第二項の規定に違反して、その名称中に海外交通・都市開発事業支援機構という文字を用いた者は、十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第六条の規定は、会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十六年法律第九十一号）の公布の日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律の施行の際現にその名称中に海外交通・都市開発事業支援機構という文字を使用している者については、第七条第二項の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

第三条 機構の成立の日の属する事業年度の機構の予算については、第三十条第一項中「毎事業年度の開始前に」とあるのは、「その成立後遅滞なく」とする。

（検討）

第四条 政府は、この法律の施行後五年ごとに、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 （平成二六年六月二七日法律第九十一号） 抄

この法律は、会社法の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

附 則 （令和元年一二月一一日法律第七一号） 抄

この法律は、会社法改正法の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第九条中社債、株式等の振替に関する法律第二百六十九条の改正規定（「第六十八条第二項」を「第八十六条第一項」に改める部分に限る。）、第二十一条中民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第五十六条第二項及び附則第四条の改正規定、第四十一条中保険業法附則第一条の二の十四第一項の改正規定、第四十七条中保険業法等の一部を改正する法律附則第十六条第一項の改正規定、第五十一条中株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法第二十七条の改正規定、第七十八条及び第七十九条の規定、第八十九条中農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律附則第二十六条第一項の改正規定並びに第二百二十四条及び第二百五十五条の規定 公布の日

附 則 （令和四年六月一七日法律第六八号） 抄
（施行期日）

- 1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - 一 第五百九条の規定 公布の日

平成二十六年国土交通省令第六十四号

株式会社海外交通・都市開発事業支援機構法施行規則

株式会社海外交通・都市開発事業支援機構法（平成二十六年法律第二十四号）第二条第一項第二号並びに第二項第一号イ及びロ並びに第二号、第十九条第八項及び第九項並びに第二十条第二項第二号の規定に基づき、並びに同法を実施するため、株式会社海外交通・都市開発事業支援機構法施行規則を次のように制定する。

（交通事業に係る交通に関する施設）

第一条 株式会社海外交通・都市開発事業支援機構法（以下「法」という。）第二条第一項第二号の国土交通省令で定める交通に関する施設は、次に掲げるものとする。

- 一 鉄道施設
- 二 道路
- 三 駐車場
- 四 自動車ターミナル
- 五 港湾
- 六 水域において使用される浮き構造物（交通の用に供するものに限る。）
- 七 空港
- 八 車両、船舶又は航空機を整備するための施設
- 九 倉庫（物資の流通に係るものに限る。）

（都市開発事業に係る公共の用に供する施設）

第二条 法第二条第二項第一号イの国土交通省令で定める公共の用に供する施設は、次に掲げるものとする。

- 一 道路
- 二 公園、緑地及び広場
- 三 水道
- 四 下水道
- 五 河川
- 六 運河
- 七 水路
- 八 防水、防砂又は防潮の施設
- 九 港湾における水域施設、外郭施設及び係留施設

（都市開発事業が行われる区域の面積の規模）

第三条 法第二条第二項第一号ロの国土交通省令で定める規模は、おおむね二千平方メートル（整備又は維持管理が行われる建築物の延べ面積（整備又は維持管理が行われる建築物が二以上あるときは、その延べ面積の合計）が五千平方メートル以上である場合にあっては、おおむね千平方メートル）とする。

（都市開発事業に係る都市機能の増進に資する施設）

第四条 法第二条第二項第二号の国土交通省令で定める施設は、次に掲げるものとする。

- 一 公園
- 二 水道
- 三 下水道

（議事録）

第五条 法第十九条第八項の規定による議事録の作成については、この条の定めるところによる。

- 2 議事録は、書面又は電磁的記録（法第十九条第九項に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。）をもって作成しなければならない。
- 3 議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。
 - 一 海外交通・都市開発事業委員会（以下この項において「委員会」という。）が開催され

た日時及び場所（当該場所に存しない委員又は監査役が委員会に出席をした場合における当該出席の方法を含む。）

二 委員会の議事の経過の要領及びその結果

三 決議を要する事項について特別の利害関係を有する委員があるときは、当該委員の氏名

四 法第十九条第六項の規定により委員会において述べられた意見があるときは、その意見の内容の概要

（署名又は記名押印に代わる措置）

第六条 法第十九条第九項の国土交通省令で定める措置は、電子署名（電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）第二条第一項に規定する電子署名をいう。）とする。

（電磁的記録に記録された事項を表示する方法）

第七条 法第二十条第二項第二号の国土交通省令で定める方法は、当該電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法とする。

（書面をもって作成された議事録の備置き及び閲覧等における特例）

第八条 法第十九条第八項の議事録が書面をもって作成されているときは、株式会社海外交通・都市開発事業支援機構（以下「機構」という。）は、その書面に記載されている事項をスキャナ（これに準ずる画像読取装置を含む。）により読み取ってできた電磁的記録を、機構の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録に係る記録媒体をもって調製するファイルにより備え置くことができる。

2 機構は、前項の規定により備え置かれた電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示したものを、機構の本店において閲覧又は謄写に供することができる。

附 則

（施行期日）

第一条 この省令は、法の施行の日（平成二十六年七月十七日）から施行する。

（法の施行の状況等の検討）

第二条 国土交通大臣は、法附則第四条の規定による検討を行うときは、法第三十七条の規定を踏まえ、別に定めるところにより、法の施行の状況並びに機構の業務を継続させる必要性、組織の在り方その他その組織及び業務の全般について併せて検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 （令和二年三月三十一日国土交通省令第二五号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 （令和五年一二月二八日国土交通省令第九八号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 （令和六年三月二九日国土交通省令第二六号） 抄

（施行期日）

第一条 この省令は、令和六年四月一日から施行する。

附 則 （令和六年四月一日国土交通省令第五〇号）

この省令は、令和六年四月一日から施行する。

平成26年10月14日国土交通省告示第981号

平成27年 7月14日国土交通省告示第859号（一部改正）

株式会社海外交通・都市開発事業支援機構（以下「機構」という。）が対象事業支援の対象となる事業者及び当該対象事業支援の内容を決定するに当たって従うべき基準は、次のとおりとする。

1. 支援対象となる対象事業が満たすべき基準

支援対象となる対象事業は、以下に掲げる（1）から（4）までの基準をいずれも満たすこととする。

（1）政策的意義

- ① 我が国に蓄積された知識、技術及び経験が活用され、対象事業に関する海外市場への我が国事業者の参入が促進されること。
- ② 事業の受注又は円滑な運営のために、機構による支援が有効であると見込まれること。
- ③ 我が国の外交政策及び対外経済政策との調和がとれていること。
- ④ 対象事業の実施に関し、環境社会配慮が行われること。

（2）民間事業者のイニシアチブ

- ① 機構による支援が、海外展開に意欲のある民間事業者への後押しとなること。
- ② 機構と協調して、民間事業者から対象事業に対する出資等の資金供給が行われると見込まれること。
- ③ 機構が、民間事業者と連携・調整の上、適切に対象事業に対する事業参画を行い、必要に応じて役員又は技術者を派遣すること。
- ④ 民業補完性に配慮し、機構が我が国事業者との間で最大出資者とならないこと。ただし、機構が我が国事業者との間で最大出資者となることが一時的であると認められる場合は、この限りでない。

（3）長期における収益性の確保

- ① 対象事業が公的な資金による支援を受けることに鑑み、対象事業を効率的・効果的かつ確実に実施する経営体制を確保する等、適切な経営責任を果たすことが見込まれること。
- ② 客観的な需要予測を含むデューデリジェンス、適切な支援等により、長期的な収益が見込まれること。

③ 民間事業者との共同事業の終了時における、株式等の譲渡その他の方法による資金回収が可能となる蓋然性が高いこと。

④ 外部要因等により撤退を余儀なくされる場合に備え、関係者との間で、あらかじめ撤退に関する取決めを行っていること。

(4) 他の公的機関との関係

機構と株式会社国際協力銀行、独立行政法人国際協力機構及び独立行政法人日本貿易保険をはじめとする他の公的機関との間で十分な連携の下に適切な役割分担が行われていること。

2. 対象事業支援全般について機構が従うべき事項

機構が対象事業支援を行うに当たっては、以下に掲げる(1)から(5)までについて、そのいずれにも従うこととする。

(1) 運営全般

① 公的資金の活用であることに鑑み、政策的意義に沿って効率的に運営すること。

② 民間の事業活動の後押しをする視点を踏まえ、民業補完に徹すること。

③ 機構は、リスクが高く民間事業者のみでは十分な実施が困難な事業に対し、他の公的機関を含む関係者間で適切なリスク共有を図りつつ資金供給を行うこと。

④ 支援に必要な組織体制を構築し、適切な人材育成を行うこと。

⑤ 現地における我が国公的機関と連携し、対象事業の円滑な運営のため、相手国政府・企業その他関係者との交渉・調整を行うこと。

⑥ 国に対し、対象事業の状況に関し適時適切に報告すること。

⑦ 新規及び継続中の対象事業について、支援継続の必要性を毎年度検証すること。また、政府が5年ごとに行う検討に併せて、継続中の支援の廃止、新規の支援の終了時期、機構の組織の在り方等について検証すること。

⑧ 投資に係るリスクを継続的に把握・評価し、専門人材の確保を含めた適切なリスク管理を行うこと。併せて、コンプライアンスリスクの管理も十分に行うこと。

(2) 投資規律の確保

① 情報の取扱いについては、競争に影響を与え得ること等を踏まえ、適正に行うこと。また、適切な情報開示を継続的に行うことで、国民に対する説明責任を果たすこと。

② 事業を推進する機能と事業性を判断する機能のバランスが取れた適切な体制を構築すること等を通じ、投資規律を確保するとともに、案件を迅速に処理すること。

- ③ 民間事業者等の慣行を踏まえ、投資プロフェッショナルをはじめとする機構の役職員の報酬を業績と連動させる等、機構の役職員が責任をもって業務を行う執行体制を整備すること。
- ④ 投資事業を行う組合等を経由した支援を行う場合においても、政策的意義を踏まえた適切な投資が行われるよう、契約等により担保するとともに、適切にフォローアップを行うこと。

(3) 機構の長期収益性

- ① 個別の対象事業支援を通じて得られる総収入額が、長期的に必要な総支出額（出資者に対する適切な配当を含む。）を上回るように、事業年度ごとに進捗状況や収益性を適宜評価しつつ、長期収益性を確保すること。
- ② 対象事業の業績が悪化した場合に、その改善に向けた措置を尽くすこと。それでもなお改善が見込めない場合には、対象事業者を含む第三者への保有株式売却等の方策を検討すること。
- ③ 対象事業が、特定の事業類型に過度に偏ることがないように、機構の目的の範囲内における投資の中で適切な分散投資を行うこと。

(4) 機構への民間出資者等との関係

- ① 機構への民間出資者等の構成について、機構の中立性及び幅広い民間出資者等を確保する観点から適切なものにする事。
- ② 機構の業務執行の方針について、機構への主な民間出資者等から十分な意見聴取を行うとともに、必要に応じて機構の運営に反映させること。

(5) その他

- ① 以上の他、機構の運営に適用される政府としての方針に従うこと。
- ② 中小事業者の海外展開の支援や地方公共団体の海外協力との連携にも配慮すること。

(注) この支援基準における用語のうち、法において定義が定められているものについては、その例による。

官民ファンドの運営に係るガイドライン

平成 25 年 9 月 27 日
官民ファンドの活用推進に関する
関係閣僚会議決定
平成 26 年 6 月 27 日
一部改正
平成 26 年 12 月 22 日
一部改正
平成 27 年 7 月 31 日
一部改正
平成 27 年 12 月 18 日
一部改正
令和元年 11 月 29 日
一部改正
令和 2 年 11 月 20 日
一部改正
令和 4 年 12 月 21 日
一部改正

日本経済を停滞から再生へ、そして成長軌道へと定着させるため、成長戦略により、企業経営者の、そして国民一人ひとりの自信を回復し、「期待」を「行動」へと変えていき、澁んでいたヒト・モノ・カネを一気に動かしていく。大胆な新陳代謝や新たな起業を促し、研究開発を加速し、地域のリソースを活用し、農林水産業を成長産業にし、日本の産業と企業のグローバル化を促進し、社会資本整備等に民間の資金や知恵を導入する。これらの施策を推進するために、財政健全化、民業補完に配慮しつつ、官民ファンドが効果的に活用されることが期待されている。

官民ファンドが民間資金の呼び水として効果的に活用されるためには、①各々の政策目的に応じた投資案件の選定・採択が適切に行われていること、②投資実行後のモニタリングが適切に行われていること、③投資実績が透明性を持って情報開示されており、監督官庁及び出資者たる国及び民間出資者に適時適切に報告されていること、④成長戦略の観点から特に重視すべき、創業・ベンチャー案件への資金供給について特段の配慮がなされていること、⑤官民ファンドが民業圧迫になっておらず、効率的に運用されていること、等が重要である。

政府としては、関係行政機関が官民ファンドを設立して終わりにするのではなく、日本経済の成長のため、官民ファンドが政策目的に沿って運営されるよう、官民ファンドの活動を評価、検証し、所要の措置を講じていくことが必要である。

このような観点から、官民ファンドの運営上の課題について、世耕内閣官房副長官を座長

として、関係府省と有識者からなる「官民ファンド総括アドバイザー委員会」を開催して検討を行い、同委員会として、「官民ファンドの運営に係るガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）をまとめた。今後、関係府省一体となって定期的に官民ファンドの運営状況等の検証を行うこととするため、今般、「官民ファンドの活用推進に関する関係閣僚会議」（以下「閣僚会議」という。）を設け、ガイドラインを閣僚会議決定するとともに、閣僚会議の下に、関係府省と有識者からなる「官民ファンドの活用推進に関する関係閣僚会議幹事会」（以下「幹事会」という。）を置き、これらをガイドラインに基づいて定期的な検証を行う場として位置づけることとする。

なお、閣僚会議及び幹事会での検証は、閣僚会議の構成員となる各府省の大臣が所管するもののうち主なもの（注1）を中心に行うこととするが、構成員以外の府省が所管のものも含め、他のファンドの検証へのガイドラインの活用についても継続的に検討していくこととする。

（注1）検証を行う主たる官民ファンドは、（株）産業革新投資機構、（独）中小企業基盤整備機構、（株）地域経済活性化支援機構、（株）農林漁業成長産業化支援機構、（株）民間資金等活用事業推進機構、官民イノベーションプログラム、（株）海外需要開拓支援機構、耐震・環境不動産形成促進事業、（株）日本政策投資銀行における特定投資業務、（株）海外交通・都市開発事業支援機構、国立研究開発法人科学技術振興機構、（株）海外通信・放送・郵便事業支援機構、地域脱炭素投資促進ファンド事業、（株）脱炭素化支援機構

1 運営全般（政策目的、民業補完等）

- ① 公的資金の活用であることに鑑み、法令上等の政策目的に沿って効率的に運営されているか。また、民業補完に徹するとともに、各ファンドの政策目的の差異、対象となる運用先の差異が適切に把握されているか。
- ② 政策的観点からのリスク性資金であるが、国の資金であることにも十分配慮された運用が行われているか。
- ③ 法令上等の政策目的に沿ってベンチャー企業支援や地域経済を支える地元企業（地域での起業を含む）支援等のために必要十分な資金供給等がなされているか。また、そのために必要な組織構成（投資態勢、窓口体制、人材育成機能等）となっているか。
- ④ 各ファンドと民間のリスクマネー供給（民間のプライベートエクイティ、ベンチャーキャピタルファンドや銀行のメザニン等）との関係・役割分担等は適切に理解されているか。
- ⑤ ファンド全体の業績評価について、ファンド設立・運営の趣旨を踏まえ、中長期的な視点から総合的に実施されているか。
- ⑥ 支援が競争に与える影響を勘案したものとなっているか。
- ⑦ サンセット条項の下、限られた期間内で民間プレイヤーの呼び水となり、将来民間で活躍できる事業創造の核となる人材を育成する目的が共有されているか。
- ⑧ 閣僚会議及び幹事会に対して、各ファンドが政策目的にかなった運営を行っているかに

についての定期的な報告が、正確かつ透明性をもって行われているか。

2 投資の態勢及び決定過程

2.1 投資の態勢

- ① 案件発掘及びデューディリジェンスを行う主体は十分な能力を保有しているか。
- ② 投資に係る決定を行う組織の役割が明確化され、適切に開催され、機能しているか。(注2)
- ③ 執行部を中立的な見地から監視、牽制する仕組みの役割が明確化され、導入され、機能しているか。(注2)
- ④ 投資に係る決定を行う組織を監視、必要に応じて牽制する仕組みの役割が明確化され、導入され、機能しているか。また、通常の投資に係る決定を行う組織から上位の決定を行う組織への重要な意思決定案件等の付議について、適切な仕組みのもとに行われるようになっており、機能しているか(大型案件、標準的な投資案件でない案件、想定内であっても初めて行う案件、利益相反が懸念される案件等の付議案件の明確化等)。(注2)
- ⑤ 投資プロフェッショナルの報酬は適切か(給与・賞与レベル、成功報酬、競業避止義務等の退職に関する制限の有無等)。
- ⑥ ファンドオブファンズとなる官民ファンドの場合、特にファンドオブファンズ業務を行うことに対応した監視、牽制の仕組みの役割が明確化され、導入され、機能しているか。

(注2) 具体的なそれぞれの組織の機能及び要件の内容については別添に記載。

2.2 投資方針

- ① 投資方針、チェック項目は、政策目的に沿って、適切なものか(業種、企業サイズ、事業ステージ、リスク選好度等から見て、当該ファンド全体としての運用対象は政策目的に沿ったものか(標準類型等))。
- ② 投資に当たって、その定性面と定量面から以下の点は検討されているか。
 - ・ 成長戦略への貢献の度合い、成長戦略との整合性の評価
 - ・ 民間資金の呼び水機能
 - ・ 民業圧迫(民間のリスクキャピタルとの非競合の担保等)の防止や競争に与える影響の最小限化(補完性、比例(最小限)性、中立・公平性、手続透明性の原則の遵守等)
 - ・ 投資先企業(注3)等の経営管理(ガバナンス)態勢や各種のリスク管理(法令遵守等)態勢
 - ・ 投資採算(投資倍率、回収期間、IRR等)、EXIT実現可能性の確認
 - ・ 利益相反事項の検証と確認(ファンドへの出資者との関連取引のチェック、案件の共同出資者との条件の公平性等)
 - ・ 各ファンドの政策目的を踏まえたESG(Environment(環境)、Social(社会)、Governance(ガバナンス))投資とSDGs(Sustainable Development Goals)への取組の推進

(注3) ここで言う投資先企業は、ファンドからの直接の投資先その他、プロジェクトファイナンスで形式上JVやSPCなどを受皿として出資する場合については、当該受皿となるものを実質的に運営する主体等を指す。

2.3 投資決定の過程

- ① 投資に係る決定を行う組織で政策目的に基づいた投資の基本的な方針等に従って検討されているか。また、適切な手続きによる審査を経て投資に係る決定を行う組織で中立的な立場から決定されているか。投資に係る決定を行う組織で否認された案件は適切な検証を経て否認されたか。
- ② 案件の選別は、持込投資案件総数、投資検討実施件数（DD実施件数）、投資に係る決定を行う組織への付議案件数、投資提案件数、投資決定案件数等からみて、適切に行われているといえるか。

2.4 経営支援（ハンズオン）

- ① 経営支援（ハンズオン）を行うファンドにおいては適切に経営支援が行われているか。

2.5 投資実績の評価及び開示

- ① 次の点を踏まえて、適切にモニタリングを行っているか。
 - ・ 財務諸表等の指標に基づくモニタリングの基準を設定する
 - ・ 投資先企業の財務情報や経営方針等の企業情報を継続的に把握する
 - ・ EXITの方法、時期は、個別の案件ごとにと決め、円滑な退出を確保する
- ② 時価評価は適切に行われているか（内部評価と外部監査の有無）。
- ③ 政策目的との関係で効果的な運用となっているか。その運用状況を適時適切に評価、検証できるよう、個別案件及びファンド全体において、次の点を踏まえたKPI（Key Performance Indicators）を設定、公表しているか。
 - ・ 政策性と収益性を適切に評価、検証できる指標にする
 - ・ ファンド間で達成状況の比較検証が可能な指標にする
 - ・ ファンドの設置期限の到来前であっても、その運用状況を適切に評価、検証できる指標にする
 - ・ 各ファンドの政策目的を踏まえ、運用状況を評価、検証するために必要な指標に限定する
- ④ 投資実績に対するモニタリングや評価の基本となるべき開示情報が、可能な限り数値化されているか。

2.6 投資の運用方針の見直し

- ① 投資の運用実績の評価に基づき、運用方針の変更等が適切に行われているか。
（実績の評価、投資後のモニタリングにおいて、個別案件ごとのターゲット（PL や BS

等の指標)、ターゲットから外れた場合の対応、個別案件のEXITを判断する基準、運用失敗の場合の判断基準とそれの場合の対応などが適切に行われているか)

3 ポートフォリオマネージメント

- ① 個別の案件でのリスクテイク（その際、政策的な必要性の説明責任を果たせるか）とファンド全体での元本確保のバランスを取るポートフォリオマネージメントは適切に行われているか。またポートフォリオマネージメントを確保する態勢（責任者、組織等）は整備されているか。
- ② 投資実績、運用実績を評価し、運用方針の変更などを行える態勢が整備され、機能しているか。そのために必要な投資後のモニタリングについては、投資チームとは別のチームが行う等、態勢が適切に整備されているか。

4 民間出資者の役割

- ① 民間出資者に求める役割が明確化されているか。
- ② 各ファンドの投資案件に対する民間出資者のインセンティブや動機は確認されているか。
- ③ 民間出資の条件（手数料や成功報酬、特別な利益供与などのサイドレターの有無、案件によるオプトアウト条項（競合他社への出資の忌避等）の有無、出向者やオブザーバーでの受入の有無等）は適切なものか。
- ④ 各ファンドは民間出資者に対して、民間ファンドと民間出資者との関係を参考にし、投資実績を適時適切に報告しているか。
 - ・投資決定時における投資内容（投資先企業名、事業内容、投資額等）、決定プロセスや決定の背景の適切な開示に加え、投資実行後においても、当該投資について適切な評価、情報開示を継続的に行い、説明責任を果たしているか。
 - ・投資実行後において、各投資先企業についての財務情報、回収見込み額、出資に係る退出（EXIT）方針、投資決定時等における将来見通しからの乖離等について、適時適切に報告しているか。

5 監督官庁及び出資者たる国と各ファンドとの関係

- ① 監督官庁及び出資者としての国と、投資方針の政策目的との合致、政策目的の達成状況、競争に与える影響の最小限化等について、必要に応じ国からの役職員の出向を可能とする措置を講じるなど、密接に意見交換を常時行うための態勢を構築しているか。
- ② 投資決定時における適切な開示に加え、投資実行後においても、当該投資について適切な評価、情報開示を継続的に行うほか、ファンド全体の経営状況に関する情報を定期的に開示するなど、国民に対しての説明責任を果たしているか。特に、政府出資等に重要な影響を与え得る損失が生じる場合にも、情報の秘匿性に留意しつつ、適時適切に情報開示を行っているか。
- ③ 監督官庁であり出資者である国が、政策目的の実現及び出資の毀損の回避の観点から、各ファンドによる投資内容及び投資実行後の状況等について適時適切に把握するため、

各ファンドは次の事項について、監督官庁及び出資者それぞれに、適時適切に報告しているか。

- ・ 投資内容（投資先企業名、事業内容、投資額等）、投資決定のプロセスや背景等
- ・ 投資実行後における、適切な評価に基づく、各投資先企業についての財務情報、回収見込み額、出資に係る退出（EXIT）方針、投資決定時等における将来見通しからの乖離等

- ④ 守秘義務契約により上記の運用報告が妨げられる場合において、当該守秘義務契約の存在及びその理由について事前の説明も含め適切に報告しているか。